

監査結果公表第16－13号

財政援助団体等監査の結果の公表について

地方自治法第199条第7項の規定による財政援助団体等監査の結果について、同条第9項及び八尾市監査委員条例第8条の規定により公表します。

平成16年10月28日

八尾市監査委員	西 浦 昭 夫
同	北 山 諒 一
同	高 田 寛 治
同	西 川 訓 史

記

1 財政援助団体等監査
八尾市学校給食会

2 監査の結果
別紙のとおり

3 問合せ先
八尾市本町一丁目1番1号
八尾市監査事務局
電話番号 0729-24-3896（直通）

4 その他
監査結果については、市役所3階の情報公開コーナー及び八尾市ホームページでも閲覧できます。

八尾市長 仲村 晃義 様
八尾市議会議長 西野 正雄 様
八尾市教育委員会教育長 森 卓 様

八尾市監査委員 西 浦 昭 夫
同 北 山 諒 一
同 高 田 寛 治
同 西 川 訓 史

財政援助団体等の監査結果報告書

地方自治法第199条第7項の規定に基づき財政援助団体等の監査を実施したので、その結果について同条第9項の規定により提出する。

記

- 1 監査の実施期間
平成16年5月6日から平成16年9月6日まで
- 2 監査の対象団体
八尾市学校給食会
- 3 監査の対象事項及び範囲
監査の対象事項 財務事務等
監 査 の 範 囲 平成15年度の事務事業
- 4 監査の目的及び着眼点
八尾市からの貸付金にかかる出納その他の事務が適正に執行されているかどうかを主眼とし、事前に監査資料の提出を求め関係書類を審査し、かつ、担当職員からその執行状況を聴取し質問を加える等の方法で実施した。
- 5 監査の結果
出納及び出納に関連する事務について、次の指摘事項のとおり、注意、検討及び改善を要するものなどが見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意し、改善を要するものについては、その措置を講ずるとともに、改善の措置を講じたときは、遅滞なく通知されたい。

1 文書整理について

- (1) 学校給食用物資についての契約において、請書が契約伺書に添付されておらず、別に保管されているケースが見受けられたので、伺書に請書を添付されたい。また、支出票と請求書が別々に保存されているケースが見受けられたので、支出票に請求書を添付の上保存されたい。
- (2) 1枚の支出票で複数の請求書进行处理する場合は、支出票に内訳を記入するなど、適切な処理に改められたい。

2 給食費未納金の取り扱いについて

給食費の未納金については、公平性の観点から各年度毎の未納状況を明確にするとともに、引き続き学校園と連携しながら徴収に努められたい。